附　則

1　この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、在外選挙執行規則第二十三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

3　第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用し、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十号を削り、第五十一号を第五十号とし、第五十二号から第七十八号までを一号ずつ繰り上げ、第七十九号を削り、第八十号を第七十八号とし、第八十一号から第百三十八号までを二号ずつ繰り上げ、第百三十九号を削り、第百四十号を第百三十七号とし、第百四十一号から第二百四号までを三号ずつ繰り上げ、第二百五号を削り、第二百六号を第二百二号とし、第二百七号から第二百四十三号までを四号ずつ繰り上げる。

第二条第五号の表中

ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―一Ｈ―ピロール―三―イル）メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査のげる者における場合を除する場合以外の場合に限
Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―Ｎ―フェニルアセトアミド、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査のげる者における場合を除する場合以外の場合に限

を

ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―一Ｈ―ピロール―三―イル）メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又はげる者にするる場合以外

に改める。

附　則

1　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三十二号）の施行の日（平成二十八年六月二十六日）から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日　経済産業大臣　林　幹雄

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第九及び様式第十一中「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の３第１項」を「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の８第１項」に改める。

様式第二十中「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の３第１項」を「地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項」に、「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の８第１項」を「地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十条第三項及び第六十三条第一項の規定による報告のうち、報告期限が平成二十八年七月末日以前である報告については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九、様式第十一及び様式第二十にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○経済産業省・環境省令第五号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十八年政令第二百三十一号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日　経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する省令

（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部改正）

第一条　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第六条第一項第一号イ」を「第七条第一項第一号イ」に改め、同項第一号中「第六条第一項第一号イ(1)」を「第七条第一項第一号イ(1)」に改め、同項第二号